

公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会

組織管理運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会（以下「本協会」という。）の定款に定める目的及び事業の適正な実施のため必要とされる組織、分掌及び運営について、定款に定めるもののほかこの規程において定めることを目的とする。

第2章 組織及び分掌事項

(組 織)

第2条 本協会に常務理事会を置き、組織、審議事項及び運営について、別に定める。

- 2 定款第49条に基づき本協会に委員会、及びその他の機関として委員会を統括する専門部、並びに必要に応じて委員会内に専門事項を取り扱う部会を置くこととし、その名称及び分掌事項については、別表1のとおりとする。
- 3 特定の課題に対応するため、委員会業務の補助機関として理事会の決議を経てその他の特設機関を置くことができ、その名称、取り組むべき課題及び設置期間等については、別表2のとおりとする。

(専門部、委員会及び部会)

第3条 前条に掲げる専門部及び委員会は、これを分掌する理事が主管する。

- 2 専門部を主管する理事は当該専門部の部長となり、会長が業務執行理事の中から任命する。
- 3 専門部長を補佐するため複数名の副部長を置くことができ、専門部長の推薦に基づき、常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 4 委員会に1名の主管理事を置くこととし、1名以上の担当理事を置くことができる。
- 5 委員会は委員長、副委員長及び常任委員で構成され、定数は以下のとおりとする。
委員長 1名
副委員長 1名又は2名
常任委員 10名以内
- 6 前項に規定にかかわらず常任委員の定数について、やむを得ない事情がある場合、常務理事会の議を経て、増やすことができる。
- 7 委員長は、専門部長又は委員会を主管する理事の推薦に基づき、常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 8 副委員長及び常任委員は、委員長の推薦に基づき、常務理事会の議を経て、会長が委嘱する。
- 9 各委員会に議決権を有しない専門委員を置くことができる。
- 10 常任委員及び専門委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、委員長にあっては委嘱後、最長10年までとする。
- 11 第5項から前項までの規定を部会に準用する。ただし、委員会を部会に、委員長を部会長に、副委員長を副部会長に読み替えるものとする。

第3章 委員会、部会及び特設機関

(委員会及び部会)

第4条 委員会及び部会は、担当理事の業務執行機関として機能するように運営するものとする。

(委員会の運営)

- 第5条 委員会は、委員長が適宜開催するものとし、別表1に掲げる分掌事項を処理する。
副委員長及び常任委員は、委員長に対し、委員会の開催を求めることができる。
- 2 委員長は、委員会の議長となる。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
 - 4 委員会において意思決定をする場合には、常任委員の過半数の出席を要し、出席常任委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、議長の裁決するところによる。
 - 5 常任委員は、WEB 会議システムを用いて委員会に出席することができる。
 - 6 委員会は、原則として非公開とする。
 - 7 委員会が開催されたときには、議事録を作成しなければならない。
 - 8 業務の処理に当っては、重要事項は常務理事会の議を経、その余の事項は常務理事会に報告するものとする。
 - 9 担当理事は委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 10 委員長が必要と認めたときは、委員会にオブザーバーの出席を求め、その意見を聴取することができる。
 - 11 委員会は、少なくとも年1回、担当理事、常任委員、専門委員及び関係者による委員総会を開催するものとする。

(部会の運営)

- 第6条 部会の運営については、前条の各規定を準用する。ただし、委員会を部会に、委員長を部会長に、副委員長を副部会長に読み替えるものとする。

(特設機関)

- 第7条 第2条第2項に規定する特設機関は、関係する委員会の管理を受けるものとする。
- 2 特設機関の委員への委嘱は、第3条第9項の規定を準用する。
 - 3 特設機関を統括する者をリーダーとし、リーダーは互選により選任される。
 - 4 その他特設機関の運用については、所管する委員会の主管理事又は委員長の指示に従うものとする。

第4章 専務理事及び事務局

(専務理事の業務)

- 第8条 専務理事の業務は、定款及び本規程に定めるもののほか次のとおりとする。
- (1) 人事及び予算、決算の総括に関すること
 - (2) 会議の総括に関すること
 - (3) 事務局、各専門部相互間の連携に関すること
 - (4) その他本協会運営上重要な事項に関すること

(事務局)

- 第9条 事務局の事務分掌は次のとおりとする。
- (1) 公印の保管に関すること
 - (2) 会員の管理に関すること
 - (3) 会議に関すること
 - (4) 予算、決算及び会計に関すること
 - (5) 基本財産、運用財産の維持管理に関すること
 - (6) 物品の出納保管に関すること
 - (7) 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること
 - (8) 他の主管に属さない事務に関すること

(事務局職員)

第 10 条 常勤となる事務局長及び職員の給与，服務等については，別に定める就業規則及び給与規程による。

第 5 章 雑 則

第 11 条 この規程に定めのない事項については，理事会の決定するところによる。

付 則

- 1 この規程は，平成 25 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 平成 26 年 5 月 25 日 一部改定
- 3 平成 28 年 11 月 13 日 一部改定
- 4 平成 29 年 5 月 13 日 一部改定
- 5 平成 29 年 9 月 3 日 一部改定
- 6 平成 30 年 3 月 3 日 一部改定
- 7 平成 30 年 5 月 26 日 一部改定
- 8 平成 30 年 9 月 8 日 一部改定
- 9 令和元年 5 月 26 日 一部改定
- 10 令和 2 年 2 月 13 日 一部改定
- 11 令和 2 年 6 月 10 日 一部改定
- 12 令和 2 年 7 月 15 日 一部改定
- 13 令和 3 年 9 月 9 日 一部改定
- 14 令和 5 年 2 月 10 日 一部改定
- 15 令和 7 年 10 月 9 日 全部改定

別表 1（第 2 条第 1 項関係）

専門部	委員会	分掌事項
総務企画部	総務企画委員会	ア 定款，規則，規程類の管理及び事務局内庶務並びに備品，什器等，図書，文書，名簿，資料の管理 イ 各資格付与者の登録，更新，管理に関する事項 ウ 人事及び組織の管理に関する事項 エ 中長期計画の作成に関する事項 オ DX（デジタルトランスフォーメーション）推進に関する事項 カ 他の委員会に属さない事項
	財務委員会	ア 基本財産，運用財産の強化に関する事項 イ 寄附金，手数料，公認料，登録料等に関する事項 ウ その他，資産の運用，管理に関する事項 エ 予算の作成及び決算の整理に関する事項 オ 財政再建に関する事項
	ガバナンス委員会	ア 本協会のガバナンス体制の構築，コンプライアンスの推進に関する事項 イ 本協会に関わる規程・規定・細則・基準等の整備に関する事項 ウ 本協会に関わる契約，交渉，不祥事等における対応等に関する事項 エ 会員等，役職員，加盟団体，登録者等について，倫理規程等の遵守及び処分に関する事項 オ 暴力行為等相談窓口の設置・運営等に関する事項

登山部	指導委員会	ア 指導者の養成，検定，研修，指導に関する事項 イ 登山技術の開発，研究に関する事項 ウ 指導者の登録，更新，管理に関する事項
	UIAA 委員会	ア UIAA 活動・資格制度の調査，研究，資格取得に関する事項 イ UIAA 資格の養成，検定，研修，指導，普及に関する事項 ウ UIAA 資格の登録，更新，管理に関する事項
	遭難対策委員会	ア 遭難防止の対策，対応，指導等に関する事項 イ 山岳レスキュー技術の開発，研究に関する事項 ウ 山岳レスキュー指導者の養成，研修，指導に関する事項
	登山普及委員会	ア 一般登山者への安全登山の普及，啓発に関する事項 イ 青少年登山者の指導，育成に関する事項 ウ 中高年登山者の指導，教育に関する事項， エ 全日本登山大会の開催，運営に関する事項 オ 各種教育・講習・大会の普及，啓発，協力に関する事項 カ 全国高等学校体育連盟登山専門部との連絡調整に関する事項 キ 山のグレーディングの推進
	自然保護委員会	ア 山岳環境保護・保全の实践，指導，啓発に関する事項 イ 山岳環境保護・保全の促進に関する事項 ウ 自然保護指導員の登録，更新，管理に関する事項
	国際・アルパイン クライミング 委員会	ア 海外登山の指導，啓発，遭難防止に関する事項 イ 海外登山の研究，情報に関する事項 ウ 高峰登山記録の収集と情報発信に関する事項 エ 国際交流の推進に関する事項 オ 国際会議等の運営に関する事項
	アイスクラ イ ミ ン グ 部会	ア アイスクライミング・競技の指導，普及，安全に関する事項 イ アイスクライミング競技大会の準備，運営に関する事項 ウ アイスクライミング競技の審判員の養成，認定，研修，指導 に関する事項 エ アイスクライミング競技の選手強化に関する事項 オ アイスクライミング競技の代表選手の選考，派遣に関する事項 カ アイスクライミング競技の国際大会への派遣，渉外に関する 事項
	S K I M O 委員会	ア 山岳スキー競技の指導，普及，安全に関する事項 イ 山岳スキー競技大会の準備，運営に関する事項 ウ 山岳スキー競技の審判員の養成，認定，研修，指導に関する 事項 エ 山岳スキー競技の選手強化に関する事項 オ 山岳スキー競技の代表選手の選考，派遣に関する事項 カ 山岳スキー競技の国際大会への派遣，渉外に関する事項

	登山医科学委員会	ア 登山の医科学的調査，研究に関する事項 イ 安全な登山の啓発，指導，普及に関する医科学的な事項 ウ 高所登山，トレッキング等の医科学的調査，研究並びに，それに基づく啓発，指導に関する事項 エ 山岳スキー選手医療支援，競技大会の救護
スポーツクライミング部	競技委員会	ア 本協会が主催する国内主要競技会の企画・準備・運営に関する事項 イ 国際競技会の誘致，開催計画及び運営に関する事項 ウ 他の団体が実施する主要競技会への協力に関する事項 エ スポーツクライミング競技会の大会構成，年間開催計画及び中長期計画の策定に関する事項 オ 競技会運営の体制整備，人材育成及び関連委員会との連携に関する事項
	技術委員会	ア 競技規則に関する事項 イ スポーツクライミングの競技施設及び用具等の基準，認定，指導に関する事項 ウ 競技会ビレイヤーの養成，認定，研修，指導に関する事項
	審判員部会	ア 審判員の養成，認定，研修，指導に関する事項 イ 審判員の競技会への派遣に関する事項
	セッター部会	ア セッターの養成，認定，研修，指導に関する事項 イ セッターの競技会への派遣に関する事項
	強化委員会	ア スポーツクライミングの競技力向上，選手強化に関する事項 イ スポーツクライミングの代表選手の選考，派遣に関する事項 ウ スポーツクライミングの国際大会への派遣，渉外に関する事項
	国スポ委員会	ア 国民スポーツ大会スポーツクライミング競技会の準備，運営，施設，審査，指導に関する事項 イ 国民スポーツ大会スポーツクライミング競技の競技運営員の養成，認定，指導に関する事項 ウ ブロック別研修会の運営に関する事項
	クライミング普及委員会	ア 公式競技大会への参加機会の創出・提供を通じた普及活動に関する事項 イ スポーツクライミングの体験機会の創出・提供を通じた普及活動に関する事項 ウ 公認競技大会に関する事項 エ 選手登録に関する事項及び登録者への研修等に関する事項 オ 自然の岩場でのマナー，ルール等に係る啓発活動 カ その他クライミングの普及に関わる事項
	スポーツクライミング指導委員会	ア スポーツクライミング指導者の養成，検定，研修，指導に関する事項 イ スポーツクライミング指導者の登録，更新，管理に関する事項 ウ スポーツクライミング技術の開発，研究，教育に関する事項

	クライミング 国際委員会	ア 国際交流の推進に関する事項 イ 国際会議等の運営に関する事項 ウ 国際的に活躍できる人材の発掘・育成に関する事項 エ クライミングに係る国際的な情報に関する事項
	アスリート委員会	ア スポーツクライミング事業に選手意見を反映させる事項 イ アスリートに関する次の事項を常務理事会に意見具申するとともに、常務理事会の諮問に応ずる。 ① スポーツクライミングの社会的役割や価値の向上に関する事項 ② 社会貢献や国際貢献に関する事項 ③ モラルの向上、啓発に関する事項 ④ アンチ・ドーピングの啓発活動に関する事項 ⑤ セカンドキャリアに関する事項 ⑥ 競技・強化環境の改善や整備に関する事項 ⑦ オリンピック・ムーブメントの推進に関する事項 ⑧ アスリート間のコミュニケーションに関する事項 ⑨ その他本協会におけるアスリートの関与に関する事項
	スポーツクライミング 医科学委員会	ア スポーツクライミングの医科学的調査・研究に関する事項 イ スポーツクライミングの普及に向けた傷害対策（予防、治療及びトレーニング法の指導に関する事項 ウ 公式競技大会参加競技選手のメディカルチェックに関する事項 エ 公式競技大会における競技会専属医師の育成・配備に関する事項 オ 公式競技大会における競技中の救護活動に関する事項
	アンチ・ ドーピング 部会	ア ドーピング防止教育・啓発活動に関する事項 イ ドーピング防止活動の計画・推進に関する事項 ウ ドーピング対象選手の把握と管理に関する事項
マーケティ ング部	マーケティング 委員会	ア 本協会のマーケティングに関する事項（広報マネジメントを含む） イ JMSCAフレンドに関する事項
	コーポレート・ コミュニケーション 委員会	ア 『登山月報』の編集、発行 イ 刊行物の編集、発行 ウ ホームページの更新、管理に関する事項 エ 本協会内外の広報に関する企画、立案の実施
	共済委員会	ア 山岳共済会の運営に関する事項 イ 山岳保険の普及促進に関する事項

別表2（第2条第3項関係）

名称	所管	期間	取り組むべき課題	人数
財政再建委員会	財務委員会	財政再建が図られたと理事会において認められるまで	期末正味財産残高を令和3年度末の水準以上にすること	10名以内